

農山漁村振興交付金
（地域活性化対策（農山漁村地域づくり事業体形成支援事業））
追加公募要領

第1 はじめに

農山漁村地域では、都市部に先駆けて人口減少、高齢化が進行し、買い物や子育てなど、地域コミュニティの維持に必要な生活サービスの減少により、農林漁業の継続に必要な農林漁業者の生活基盤が失われつつあります。

このような状況を踏まえ、農山漁村における生業・暮らしを収益性のある事業により持続的に支えていくため、農林漁業の振興とともに、それを支える買い物・子育て・文化・集い等による地域のコミュニティの維持に資するサービスの提供や地域内外の若者等の呼び込みを行う事業体（農山漁村地域づくり事業体）の形成等を支援することを目的とし、農山漁村振興交付金（以下「交付金」という。）を交付します。

交付金の応募方法、交付対象となる事業実施主体等については、この農山漁村振興交付金（地域活性化対策（農山漁村地域づくり事業体形成支援事業））追加公募要領（以下「公募要領」という。）を御覧ください。

また、交付を希望する場合には、公募要領のほか、農山漁村振興交付金交付等要綱（以下「交付等要綱」という。）、及び農山漁村振興交付金（地域活性化対策）実施要領（以下「実施要領」という。）を必ずお読みいただき、必要な提出書類を以下の公募期間内に御提出願います。

なお、提案にあたっては、「新型コロナウイルス感染症」の影響等も考慮し、実施可能な提案としてください。

公募期間：令和3年8月6日（金）から令和3年8月27日（金）まで
（郵送の場合も、同日必着のこと。）

第2 事業内容

次の事業の公募を行うものであり、事業内容については次のとおりです。なお、具体的な事業内容、選定要件、交付率及び助成額は、別表に定めるとおりです。

1 事業内容

次の①から③までに掲げる取組を支援します。なお、①から③までの全ての取組を実施すること。

- ① 農林漁業の振興のための取組
- ② 地域コミュニティの維持のための取組
- ③ 地域内外の若者の呼び込みのための取組

支援の内容は、以下のとおりです。

- (1) アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた、事業体の形成を含む地域運営計画の策定
- (2) 地域運営計画に掲げられた取組の体制構築及び実践活動等
- (3) 事業体の活動に必要な施設の整備

第3 事業実施主体

1 第2の1の(1)、(2)の事業を実施する場合にあっては、次に掲げる要件の全てを満たす地域協議会

(1) 次に掲げる事項を協定、規約、規程等により定め、かつ、地域協議会の全ての構成員がこれに同意していること。

ア 目的

イ 代表者、代表権の範囲、構成員及び事務局

ウ 意思決定の方法

エ 解散した場合の地位の承継者

オ 事務処理及び会計処理の方法

カ 会計監査及び事務監査の方法

キ アからカまでに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

(2) 地域協議会の構成員に市町村を含んでいること。

2 第2の1の(3)の事業を実施する場合にあっては、1(1)及び(2)に掲げる要件の全てを満たす地域協議会又は当該地域協議会を構成する以下の団体

ア 市町村

イ 農業協同組合又は農業協同組合連合会

ウ 森林組合又は森林組合連合会

エ 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会

オ 中小企業等協同組合

カ 特定非営利活動法人

キ 一般社団法人又は一般財団法人

ク 公益社団法人又は公益財団法人

ケ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社（資本金の額又は出資の総額が3億円超又は常時使用する従業員の数が300人超のものを除く。）

コ 認可地縁団体

サ 農林漁業者等の組織する団体

なお、農林漁業者等の組織する団体については、主たる構成員又は出資者に、実施する事業の受益者である者が3名以上含まれており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる団体であるものとする。

また、当該団体のうち法人格のないものについては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入又は脱退と関係なく、一体として経済活動を行う単位となっているものに限る。

第4 事業実施期間

交付金を交付する期間は、3年間とする。なお、第2の1の(1)の地域運営計画の策定については、事業開始年度内に完了することとし、この取組に対して交付金を交付する期間は、1年間とする。また、第2の1の(3)の施設の整備については、交付金を交付する期間は、2年間とする。

第5 提案書の作成及び提出

1 応募に必要な書類等

(1) 農山漁村振興交付金事業実施提案書（別添）

農山漁村振興交付金事業実施提案書（以下「提案書」という。）に必要事項を記入してください。

なお、作成に当たっては、以下の点に留意してください。

ア 第2の事業の実施に要する経費については、別紙1から6までを参照してください。

イ 事業の計画期間の全期間について、作成すること。

ウ 事業の実施によって実現しようとする目標を、第2の1の①から③までの取組に対応するように、次のaからcに掲げる項目ごとに定めること。なお、地域独自の目標を追加することもできますこととします。

a 地域の農林漁業の振興のための取組に係る数値目標（農林水産物の販売額等）

b 地域コミュニティの維持のための取組に係る数値目標（地域コミュニティの維持に係るサービスの利用者数等）

c 地域内外の若者を呼び込むための取組に係る数値目標（事業による若者の雇用者数等）

エ 事業の評価指標を目標ごとに複数設定すること。なお、評価指標については、農林水産物の販売や集出荷の回数、子育て支援や移動販売の取組の利用者数、若者を呼び込むための情報発信の回数等、目標に対応した定量的なものであることとする。

オ 提案書の目標及び評価指標の内容に対して取組の内容が妥当であること。

カ 第2の1の(3)の施設整備にあつては、現在使用されていない又は本来の用途に供されていない遊休施設等の既存施設を有効活用するものであること。

キ 第2の1の(3)の対象施設は、目的外使用のおそれがなく事業実施の効果が見込まれる事業実施主体の所有する施設とする。ただし、対象施設が処分制限期間又は10年間のいずれか長い期間にわたり本事業の目的に沿って活用される場合に限り、施設の所有者から当該施設を次の方法により借り受

けた事業実施主体が当該施設を事業に供することを認めるものとする。

- a 施設の所有者が市町村である場合には、使用賃貸借契約又は賃貸借契約を結ぶこと。
- b 施設の所有者が市町村でない場合には、賃貸借契約を結ぶこと。
- ク 第2の1の(3)で整備した施設について、処分制限期間内に財産処分を行う場合にあっては、国は事業実施主体に対し、交付金の全部又は一部を返還させることがある。
- ケ 申請者が、提案書の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある場合には、交付金の応募はできません。
- コ 次に掲げる事業において採択された事業実施主体は、交付金の応募はできません。
 - a 都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25農振第393号農林水産事務次官依命通知）に規定する都市農村共生・対流総合対策交付金
 - b 農村集落活性化支援事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第1905号農林水産事務次官依命通知）に規定する農村集落活性化支援事業
 - c 農山漁村振興交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2325号農林水産事務次官依命通知）に規定する地域活性化対策（平成30年3月28日付け29農振第2248号による当該通知の改正以前に採択されたものについては、都市農村共生・対流及び地域活性化対策）

（2）地域協議会の概要、活動内容等を示す次に掲げる資料（提案書の添付資料）

- ア 協定の内容を示す文書（協定が策定されていない場合は、協定の案でも可。ただし、実施要領の第6の1に規定する農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の申請時までには協定を策定すること。）
- イ 申請者が開催した直近の総会等の資料及び予算・決算資料
- ウ 地域協議会の構成員及び連携団体の活動内容が分かる資料
- エ 提案された事業を主導する代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）及び経理責任者のこれまでの実績、提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を判断するために必要な資料
- オ 第2の事業に活用するアドバイザーの活動内容が分かる資料

次に掲げる資料については、該当する申請者のみ添付してください。

- カ 提案に係る取組が、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に基づく地域再生計画と関連する場合は、当該地域再生計画

※ 地域再生計画は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域

経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団体が作成し、内閣総理大臣が認定するものです。

詳しくは、以下のホームページを御覧ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/>

キ 提案に係る取組が、定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日付け総行応第 39 号総務事務次官通知）に基づく定住自立圏形成協定又は定住自立圏形成方針に関連する場合は、当該協定又は方針

※ 定住自立圏形成協定は、人口の定住のために必要な諸機能の確保に向けて、中心市と周辺市町村が 1 対 1 で、「生活機能の強化」等の観点から連携する取組について、関係市町村議会の議決を経て定める協定です。

詳しくは、以下のホームページを御覧ください。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/index.html

ク 提案に係る取組が、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 2 条第 1 項に基づく総合特別区域に関連する場合は、当該総合特別区域計画

ケ 提案に係る取組が、棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき認定を受けた指定棚田地域振興活動計画と関連する場合は、当該指定棚田地域振興活動計画

コ 「小さな拠点」の形成に向けた取組が地域の振興計画に位置づけられており、本事業との整合が図られている場合は、該当することが分かる資料

サ 提案に係る取組が、世界農業遺産・日本農業遺産の認定を受けた地域が策定した世界農業遺産・日本農業遺産保全計画と関連する場合は、当該認定地域の世界農業遺産・日本農業遺産保全計画

シ 提案に係る取組が、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第 5 条第 8 項の認定を受けた地域が策定した同条第 1 項に規定する歴史的風致維持向上計画と関連する場合は、当該認定地域の認定通知（写）

ス 提案に係る取組が、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 55 条第 1 項の景観農業振興地域整備計画が策定されている地域が策定した景観農業振興地域整備計画と関連する場合は、当該策定地域の景観農業振興地域整備計画

セ 提案に係る取組が、第 6 の 3 の（3）のサに規定する取組と関連する場合は、食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 17 条第 1 項に規定する都道府県食育推進計画若しくは同法第 18 条第 1 項に規定する市町村食育推進計画又は当該地域における食文化の保護・継承又は郷土料理や食文化を活用した地域活性化の取組の内容が確認できる資料

（3）第 2 の 1 の（3）に係る資料（提案書の添付資料）

ア 施設の運用方針

イ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名

ウ 整備対象施設又は予定地の現況写真及び施設位置図、計画施設平面図

エ 年度別事業費の算出決定根拠資料

- オ 償還計画書等貸金調達関係資料
- カ 施設及び土地の所有状況関係資料
- キ 施設整備に係る全体工程表
- ク 貸借施設整備の提案を行う場合、賃貸借契約書の写し（提案書提出時には同意書等賃貸借契約締結の確実性が確認できる書類でも可。ただし、振興推進計画の申請時までには契約を締結すること。）

2 提案書類の提出方法

（１）提出方法

第9に記載する書類提出先に提案書及び添付資料（以下「提案書等」という。）を御持参又は御郵送願います。

（２）提出期限

令和3年8月27日（金）17時まで（郵送の場合も、同日必着のこと。）

（３）提出に当たっての留意事項

- ア 提案書等に、虚偽の記載、必須となっている添付書類の添付漏れなど不備がある場合には、審査対象となりませんので、御注意願います。
- イ 提出する提案書等は、1申請者につき1点に限ります。
- ウ 提出部数は1部です。
- エ 書類の作成及び提出に要する一切の費用は申請者の負担とし、提案書等の返却は行いません。
- オ 提出された書類については、機密保持に努め、審査以外には使用しません。

第6 提案書の選定

1 審査方法

農林水産省地方農政局長、農林水産省農村振興局長（事業を実施しようとする地域が北海道の区域内にある場合に限る。以下「農村振興局長」という。）又は内閣府沖縄総合事務局長（事業を実施しようとする地域が沖縄県の区域内にある場合に限る。）（以下「地方農政局長等」という。）は、外部有識者等による選定審査委員会を設置し、3の審査の観点により申請者から提出された提案書等の審査を行います。

選定審査委員会において、提案書等の内容について書類審査及び必要に応じヒアリング審査を行い、それらの評価結果を基に交付金の交付を受ける候補者（以下「補助金等交付候補者」という。）の案を決定します。なお、交付金の額は、予算の範囲内で調整されるほか、選定審査による対象経費等の精査の結果、提案額より減額されることがあります。

選定審査会の議事及び審査内容については、非公開とし、補助金等交付候補者の案の決定に関わる審査の経過、結果等に関する一切の質問を受け付けませんので、御了承願います。

2 審査結果の通知等

地方農政局長等は、選定審査委員会の選定結果を踏まえ、補助金等交付候補者を選定し、補助金等交付候補者となった申請者に対してはその旨を、それ以外の申請者に対しては補助金等交付候補者とならなかった旨をそれぞれ通知します。また、その通知の中で、事業の実施や交付金の交付に関して条件を付することがあります。

選定の通知については、補助金等交付候補者となったことをお知らせするものです。

なお、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て正式に決定されることとなります。

また、補助金等交付候補者となった申請者が辞退をした場合、それに伴い、補助金等交付候補者とならなかった申請者の中から、補助金等交付候補者を選定する場合があります。その場合は、事前に該当する申請者に御連絡します。

3 審査の観点

提案書は、次に掲げる観点に基づき審査を行った上で、選定を行います。

(1) 全体的な観点

事業を実施する上での全体的な審査の観点は、次のとおりです。

ア 事業目的の理解度及び事業の必要性

- a 交付金の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。
- b 地域の課題及びニーズに対応した取組であるか。

イ 事業実施による効果、自立のかつ継続的な取組への展開など計画の有効性

- a 第2の1の①から③までの取組に対応した事業の目標の設定は、妥当であるか。
- b 設定した目標の達成に向けた適切な計画となっているか。
- c 設定した目標ごとに評価指標が複数設定されているか。
- d 設定した評価指標は、目標に対応した定量的なものとなっているか。
- e 事業完了後、活動内容が自立のかつ継続的な取組につながるものとなっているか。

ウ 事業に係る経費の妥当性及び有効性

経費が適切に区分されており、その内訳が効率的なものとなっているか（一過性のイベント等への支払経費に偏っていないか、事業費の大半が外部委託等になっていないか等）。

エ 事業遂行のための実施体制の妥当性

- a 代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。
- b 適切な経理処理能力を有しているか。
- c 会計事務の審査体制を適切に構築しているか（審査体制が脆弱なものではないか。）。

オ 合意形成の手法の妥当性

合意形成の手法が、地域の課題、取組方針等を、集落、農林漁業者、市町村などの地域の関係者間全体で共有し、事業を実施していく上で適切なものとなっているか。

カ アドバイザーの活用

専門知識、経験、資格等を持つアドバイザーを活用した取組であるか。

(2) 各支援内容に係る観点

事業の支援内容ごとの審査の観点は、次のとおりです。

ア 第2の1の(1)の地域運営計画の策定の取組

- a 地域の自立及び維持発展に向けた将来像を構想しているか。
- b 農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による計画づくりとなっているか。
- c 地域の現状、課題等を把握した上で、課題解決に向けた取組内容が適切なものとなっているか。
- d 農林漁業の振興、地域コミュニティの維持及び地域内外の若者等の呼び込みの全てに資する活動が位置付けられているか。
- e 第2の1の(1)の取組に係る地域運営計画づくりについて、計画に位置付けられた取組の具現化に向けた内容となっているか。
- f 地域のコミュニティ機能の向上に資する取組となっているか(一部の集落のみが恩恵を受ける取組となっていないか。)
- g 活動全体として地域経済循環への貢献や収益性が見込まれるか。

イ 第2の1の(2)の体制構築、実証活動等の取組

- a 地域住民が主体となっているか。
- b 地域において従来から活動し貢献している団体等を活用したものとなっているか。
- c 計画完了年度までに実現可能な取組内容となっているか。
- d 地域運営計画に掲げられた取組を実施するために必要な体制を構築する内容となっているか。
- e 地域運営計画に掲げられた取組の具現化に向けた実証活動となっているか。
- f 農林漁業の振興、地域コミュニティの維持及び地域内外の若者等の呼び込みのそれぞれの事業の実施主体について、地域住民が参画する法人又は地域住民が参画し事業実施期間中に法人化を図る組織が1つ以上含まれることとなっているか。
- g 農山漁村地域づくり事業体がU・Iターンなどの地域外の人材を含む若者等(45才未満の者)を雇用する計画となっているか。

ウ 第2の1の(3)の施設の整備の取組

- a 事業効果は、利用計画に基づいた妥当な内容となっているか。
- b 事業完了後の施設等の管理が適正に行われる見込みがあるか。
- c 事業要件との整合性は適正か。

- d 施設等の規模は妥当か。
- e 事業費の積算は適正か。
- f 事業実施期間内に竣工する見込みはあるか。
- g 事業実施主体の負担について十分検討されており、かつ適正な資金調達計画及び償還計画が策定されているか（借入れ、起債、制度資金等の活用を含む。）。

(3) 配慮事項

第2の事業を実施するに当たり、次に該当する場合には、審査において配慮することとします。

- ア 農山漁村で暮らす人々が引き続き農山漁村に住み続けるため、交通、買い物、医療・福祉、教育、エネルギー等に係る取組を実施する場合
- イ 地域協議会の構成員又は取組において連携する団体に地域運営組織が参画する場合
- ウ 地域協議会の構成員又は取組において連携する団体に都道府県が参画する場合
- エ 「小さな拠点」の形成に向けた取組が地域の振興計画に位置づけられており、本事業との整合が図られている場合
- オ 農山漁村で暮らす人々が引き続き農山漁村に住み続けるため交付金と併せて他省庁の関連政策事業を活用して事業を実施する場合
- カ 女性が重要な役割を担うこと等により女性の参画の促進を図っている場合
- キ 地域活性化対策の趣旨及び目的に沿ったモデルとなり得る取組の場合
- ク 地域再生法第5条第1項に基づく地域再生計画、定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏形成協定若しくは形成方針又は総合特別区域法第2条第1項に基づく総合特別区域、棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第10条第3項の規定に基づき認定を受けた指定棚田地域振興活動計画と関連がある場合、世界農業遺産・日本農業遺産の認定を受けた地域が策定した世界農業遺産・日本農業遺産保全計画と関連がある場合
- ケ 世界かんがい施設遺産を活用した地域活性化の取組の場合
- コ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第8項の認定を受けた地域が策定した同条第1項に規定する歴史的風致維持向上計画と関連がある場合
- サ 景観法（平成16年法律第110号）第55条第1項の景観農業振興地域整備計画が策定されている地域が策定した景観農業振興地域整備計画と関連がある場合
- シ 地域の食文化の保護・継承又は郷土料理や食文化を活用した地域活性化の取組を実施する場合

第7 事業の実施及び交付金の交付に必要な手続等

1 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の申請及び承認

補助金等交付候補者は、選定の通知を受けてから1箇月以内に交付等要綱の第5の農山漁村振興推進計画及び第6の事業実施計画（以下「振興推進計画等」という。）を地方農政局長等に申請し、その承認を受けてください。

なお、事業内容や対象経費の精査等のため、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。ヒアリングの日時等については、申請者へ事前に御連絡します。

また、振興推進計画等の承認に当たり、対象経費を確認するため次の資料が必要となります。対象経費の精査により、交付金の対象経費とならない経費が認められる場合がありますので、御了承願います。

- (1) 賃金及び謝金については、単価の適正な根拠資料
- (2) 旅費については、旅費規程等の適正な根拠資料
- (3) 外部委託については、積算、見積書等の複数者からの根拠資料
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、対象経費を確認する根拠資料

2 交付金の交付手続

地方農政局長等が振興推進計画等を承認したときは、交付金の申請者に対して交付金割当通知を送付し、承認された事業に割り当てる交付金の額をお知らせします。

交付金の申請者は、割り当てられた額を踏まえ、交付等要綱の第10に規定する農山漁村振興交付金交付申請書を作成し、地方農政局長等に提出してください。

その後、地方農政局長等から通知される交付金の交付決定通知日以降に交付金の対象となる事業を開始することができます（交付決定通知日以前に発生した経費は、原則として交付金の交付の対象になりません。）。

交付金の支払方法は、事業終了後の精算払（後払い（実績精算））を原則とします。支払に関する手続は、次のとおりです。

- (1) 交付金の申請者は、毎年度、事業実施年度の翌年度の4月10日又は事業完了の日から起算して1箇月を経過した日のいずれか早い期日までに、交付等要綱の第21に規定する農山漁村振興交付金実績報告書（以下「実績報告書」という。）を作成し、領収書等の写しを添付して、地方農政局長等に提出してください。
- (2) その後、地方農政局長等において、提出された実績報告書と領収書等の写しについて審査し、交付決定額の範囲内で、実際に使用された経費について交付する額を確定し、確定通知の送付により交付金が支払われます。

第8 説明会の開催

公募に係る説明会に代えて、各農政局等のホームページに音声による説明を掲載しますので、説明を御確認いただき、御質問等がありましたら、第9に記載の所管する農政局等のお問い合わせ先に御確認ください。

第9 問合せ先及び書類提出先

お問合せについては、以下の連絡先に電話又はFAXにより御連絡いただきますようお願いいたします。

なお、担当者の出勤状況により、お問い合わせに即時に対応できない場合がありますので予め御了承ください。（問合せ時間：10:00～17:00 ※平日のみ）

また、提案書等の提出先は、原則として以下のとおりです。

【応募者の取組地域が北海道の場合】

農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL：03-6744-2665（内線5638）

【応募者の取組地域が青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の場合】

農林水産省東北農政局農村振興部農村計画課

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1

TEL：022-263-1111（内線4445、4118）

【応募者の取組地域が茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県の場合】

農林水産省関東農政局農村振興部農村計画課

〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

TEL：048-600-0600（内線3427、3407）

【応募者の取組地域が新潟県、富山県、石川県、福井県の場合】

農林水産省北陸農政局農村振興部農村計画課

〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60

TEL：076-263-2161（内線3423、3418）

【応募者の取組地域が岐阜県、愛知県、三重県の場合】

農林水産省東海農政局農村振興部農村計画課

〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2

TEL：052-201-7271（内線2514、2527）

【応募者の取組地域が滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の場合】

農林水産省近畿農政局農村振興部農村計画課

〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

TEL：075-451-9161（内線2415、2423）

【応募者の取組地域が鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香

【川県、愛媛県、高知県の場合】

農林水産省中国四国農政局農村振興部農村計画課
〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井 1－4－1
TEL：086－224－4511（内線 2522、2521）

【応募者の取組地域が福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の場合】

農林水産省九州農政局農村振興部農村計画課
〒860-8527 熊本県熊本市西区春日 2－10－1
TEL：096－211－9111（内線 4613、4623）

【応募者の取組地域が沖縄県の場合】

内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課
〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち 2－1－1
TEL：098－866－0031（内線 83326）

参考

この追加公募要領に記載しているもののほかにも、実施に必要な条件、事業実施の手続等について、交付等要綱及び実施要領に定めておりますので、次の表を参考にしてください。

主な関連事項	交付等要綱及び実施要領の関連箇所
1 事業内容等（第2の1関係） 提案書作成に係る事業内容、交付金の 選定要件、交付率及び助成額について	交付等要綱 第3 実施要領 第2
2 事業実施主体（第2の2関係） 事業実施主体について	交付等要綱 第3 実施要領 第3
3 事業実施期間（第2の3関係） 事業実施期間について	交付等要綱 第3 実施要領 第4
4 事業実施の手続（第5関係） 事業の実施に係る提出手続等につい て (農山漁村振興推進計画・事業実施計画 等)	交付等要綱 第5、第6 実施要領 第6、第7、第8、第10
5 完了報告、事業実施結果の評価等 農山漁村振興推進計画及び事業実施 計画に基づく全ての事業が完了したと きの完了報告、事業実施後の事業実施結 果の評価、事業実施に係る状況報告につ いて	交付等要綱 第7 実施要領 第18、第19、第20

別表

事業の種類	具体的な事業内容	選定要件	交付率及び助成額
2 農山漁村地域づくり事業体形成支援事業	農山漁村における生業・暮らしを収益性のある事業により持続的に支えていくため次の①から③までの取組を支援する。 ① 農林漁業の振興のための取組 ② 地域コミュニティの維持のための取組 ③ 地域内外の若者の呼び込みのための取組 なお、①から③までの全ての取組を実施すること。 支援の内容は、以下のとおりとする。 (1) アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた、事業体の形成を含む地域運営計画の策定 ア ワークショップ開催	以下の要件を全て満たすこととする。 (1) 具体的な事業内容欄の①から③までの全ての取組を実施し、活動全体として収益性が見込まれること ア 各世帯の出資等による継続的サポートが得られる場合には、これらも収入に含める。 (2) 具体的な事業内容欄の①から③それぞれの事業実施主体について、地域住民が参画する法人又は地域住民が参画し事業実施期間中に法人化を図る組織が一つ以上含まれること。	交付率及び助成額は、以下のとおりとする。 (1) 交付率は、具体的な事業内容欄の(1)及び(2)は定額、(3)は1/2とする。 (2) 各年度の助成額の上限は、次のとおりとする。 ア 具体的な事業内容欄の(1)及び(2)については、事業開始年度は(1)と(2)を合わせて500万円、事業開始から2年目の年度は250万円、3年目の年度は100万円とする。 イ 具体的な事業内容欄の(3)については、事業開始から2か年の上限額は500万円とする。 (3) 事業を実施する地域が次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、エに該当する地域を対象とする。

	事業実現に向けた課題と対応について協議会構成員及び地域住民間で徹底した話し合いを行うための、専門知識を持ったアドバイザーがコーディネートするワークショップの開催 イ 先進地の視察及びセミナーへの参加 農林漁業の活性化、自立的なコミュニティビジネスの展開、地域内外の若者の呼び込みの取組を行う上で必要なノウハウ習得のための先進地の視察及びセミナーへの参加 ウ 地域運営計画の策定 ア及びイの取組を踏まえた地域におけるコミュニティビジネスを展開するために必要な地域運営計画（農林漁業の振興、地域コミュニティの維持、若者の呼び込みにつながる取	（３）農山漁村地域づくり事業体がU・Iターンなどの地域外の人材を含む若者等を雇用すること。なお、雇用する若者等は 45 歳未満とする。 （４）具体的な事業内容欄の（２）、（３）の支援は、（１）で策定する地域運営計画に基づく取組に限る。 （５）次のアからウまでの事業において採択された事業実施主体ではないこと。 ア 都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 農振第 393 号農林水産事務次官依命通知）に	ア 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の農業振興地域を含む地域 イ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の地域森林計画の対象となる民有林の区域を含む地域 ウ 漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）に基づき指定された漁港の背後集落及び漁業センサス（指定統計第 67 号）の対象となる漁業集落を含む地域 エ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度ま
--	---	---	---

	組について、地域課題と対応方針、年度別事業計画、年度別収支計画、施設の整備・管理計画及び取組の定量的な数値目標を記載するもの）の策定 (2) 地域運営計画に掲げられた取組の体制構築及び実践活動等 ア 体制構築 地域運営計画に掲げられた取組を実施するために必要な体制の構築 イ 実践活動 地域運営計画に掲げられた取組の具現化に向けた実践活動 (3) 事業体の活動に必要な施設の整備 ア 拠点の整備 既存施設を改修し、地域運営計画に掲げられた上記①から③	規定する都市農村共生・対流総合対策交付金 イ 農村集落活性化支援事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 1905 号農林水産事務次官依命通知）に規定する農村集落活性化支援事業 ウ 農山漁村振興交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2325 号農林水産事務次官依命通知）に規定する地域活性化対策（平成 30 年 3 月 28 日付け 29 農振第 2248 号による当該通知の改正以前に採択されたものについては、都市農村共生・対流及び地域活性化対策）	での間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）
--	--	---	---

	までの取組を実施するための 活動の拠点となる施設の整備		
--	--------------------------------	--	--

別紙 1

農山漁村振興交付金の対象経費

別表の具体的な事業内容欄の（１）及び（２）の対象経費は、次のとおりとする。

区 分	具体的な経費
1 賃金	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車両燃料費、印刷製本費等
5 役務費	通信運搬費、筆耕・翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等に係る委託料
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費
9 報酬	技術員手当（給料及び職員手当（退職手当を除く。））
10 共済費	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等
11 補償費	借地料等
12 資材等購入費	資材購入費、調査試験用資材費等
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費等
14 研修手当	実践研修に要する経費の手当

別紙 2

別表の具体的な事業内容欄の（3）の対象経費は、次のとおりとする。

1 建設工事及び製造請負工事費

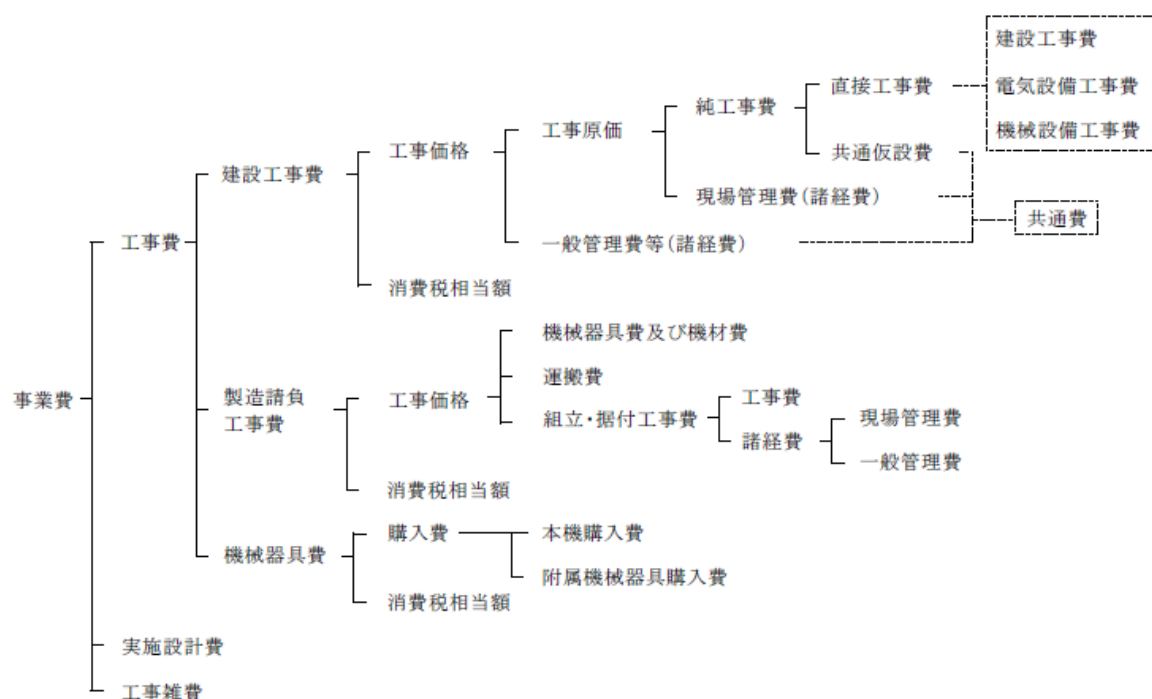
建設工事及び製造請負工事の実施に要する経費に係る対象経費は、次のとおりとする。

1 工事費 (a) 建設工事費 (b) 製造請負工事費 (c) 機械器具費 2 実施設計費 3 工事雑費	機械器具は汎用性がないものに限る。 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（平成28年4月1日付け27農振第2343号農林水産省農村振興局長通知。以下「附帯事務費及び工事雑費の取扱通知」という。）の2
--	---

別紙 3

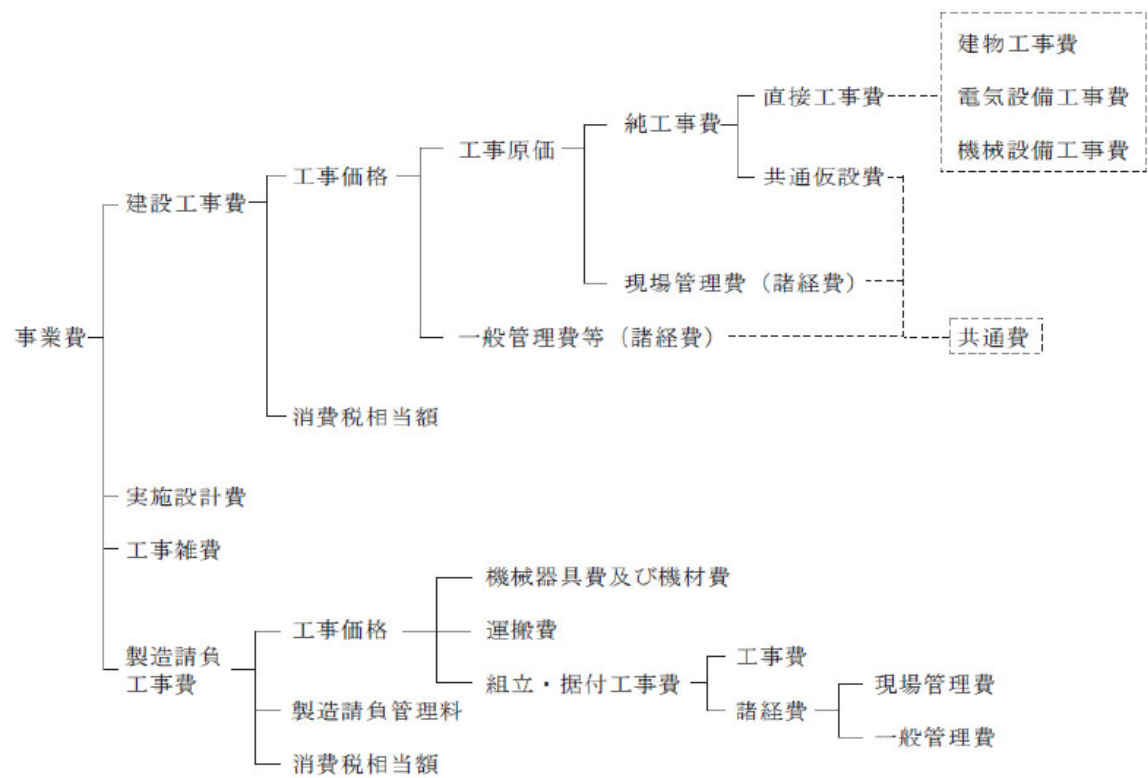
1 建設工事及び製造請負工事費

(1) 請負施行の場合



注)この表は、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について(平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産省大臣官房経理課長通知)に準拠したものである。

(2) 代行施行の場合



別紙 4

共通仮設費

区 分	内 容
準備費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮設建物費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通して必要となる仮施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
工事施設費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
試験調査費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整理清掃費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
技術管理費	品質管理、出来高管理及び試験等に要する費用
機械器具費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安全費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運搬費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
その他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

別紙 5

現場管理費

区 分	内 容
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書、謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退職金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福利厚生費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞、図書、雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

別紙 6

一般管理費

区 分	内 容
役員報酬	取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用